

社会福祉法人徳志会 役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳志会（以下「法人」という。）の定款の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、評議員、理事及び監事、評議員選任・解任委員を言う。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員に対して、報酬は支給しない。
ただし、評議員がその職務のため評議員会に出席したときは、旅費交通費として1回につき2,000円の費用を弁償する。

(理事及び監事の報酬等)

第4条 理事及び監事に対して、報酬は支給しない。
ただし、理事及び監事がその職務のため会議に出席したときは、旅費交通費として1回につき2,000円の費用を弁償する、常勤役員等については費用の弁償はしない。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第5条 評議員選任・解任委員がその職務のため会議に出席したときは、旅費交通費として1回につき2,000円の費用を弁償する、常勤委員については費用の弁償はしない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。